

どのくらいの企業が価格交渉に取り組んでいるのか？

原材料費や人件費の高騰を受け、「価格交渉」という言葉を耳にする機会が増えました。では、実際どのくらいの企業が取り組んでいるのでしょうか？

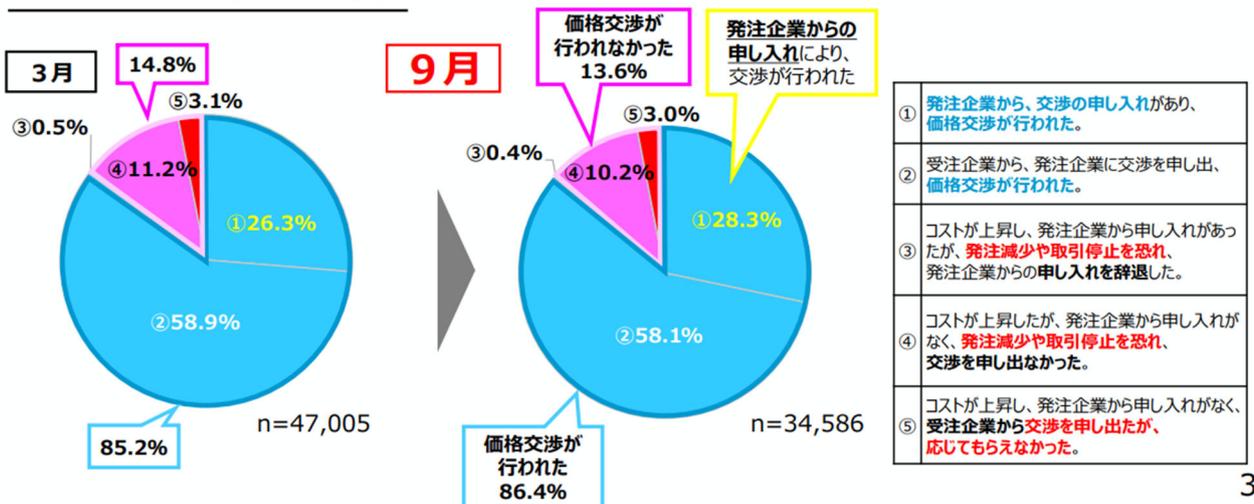
本コラムで、価格交渉を取り巻く状況とその背景を把握いただき、是非、価格交渉に踏み出すきっかけにしたいだければ幸いです。

価格交渉の状況

まずは、現在の価格交渉の状況を見てみましょう。経済産業省が発表した「価格交渉促進月間フォローアップ調査結果」によると、2024年9月にて「価格交渉が行われた」という回答は86.4%で、昨年9月の58.5%から約1.5倍に増加しました。また、発注企業自らが申し入れた交渉についても、28.3%を占め、昨年度14.3%の約2倍となり、価格交渉のしやすい雰囲気が醸成されつつあります。

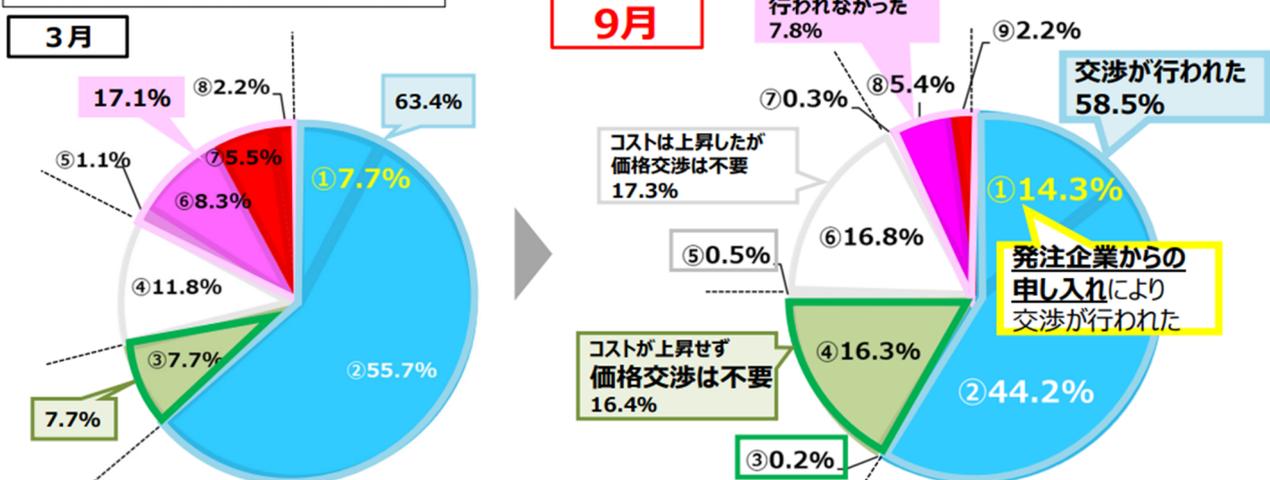
出典：経済産業省「価格交渉促進月間(2024年9月)フォローアップ調査結果」

直近6か月間における価格交渉の状況



出典：経済産業省「価格交渉促進月間(2023年9月)フォローアップ調査結果」

直近6ヶ月間における価格交渉の状況



取引適正に向けた施策

では、なぜ価格交渉が積極的に行われているのでしょうか。それには、中小企業が価格転嫁をしやすい環境を作るための、国の施策による社会的背景が関係しております。

取引適正に向けた施策として、中小企業庁は発注企業に対し、下請企業との望ましい取引慣行を宣言する『パートナーシップ構築宣言』を推奨しています。また、公正取引委員会は、原材料価格やエネルギーコストに比べて価格転嫁が進んでいない労務費について、『労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針』を発表しました。また、中小企業庁では、毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定し、この「月間」において、価格交渉・価格転嫁を促進するため、広報や講習会、業界団体を通じた価格転嫁の要請等を実施しています。日本の雇用の約7割を占める中小企業の取引環境を整備することは日本経済発展にとって重要であり、発注企業に対して価格交渉に係る自主的な取組みを促している社会的背景があります。

下請法の改正

また、下請法の改正も価格交渉を後押ししている原因かと思われれます。令和4年1月26日、公正取引委員会は、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引は、下請法上の「買ったとき」に該当するおそれがあることを明確化するため、『下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準』（平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号）を改正し、以下の対応も買ったときに該当するおそれがあるとしております。

- ・「価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。」
- ・「下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。」

下請法に違反した場合は、公正取引委員会から勧告を受け、原則として会社名とともに、違反事実の概要、勧告の概要を公表され、企業イメージの低下、社会的信用を失う可能性も考えられます。さらに、親事業者が発注書面の交付義務や取引記録の作成・保存義務を怠った場合、違反者本人だけでなく、会社も50万円以下の罰金を科される可能性があります。

価格交渉に取り組む方へ

上記社会的背景により現在は価格交渉がしやすい状況にあります。とは言え、「どのように話を切り出せば良いのか分からない」「そもそも適正価格が分からない」と悩む方も多いのではないのでしょうか。また、価格交渉を成功させるには、根拠を明確にした価格提示が必要です。

そこで、中小機構の提供する、「儲かる経営 キツク君」をご案内します。ウェブ上で決算書を基にした数値を入力するだけで、取引先別や商品別の目安となる目標価格が試算出来ます。グラフ表示により見た目も分かりやすく、また、国の機関が提供していますので安心してご利用いただけます。「価格交渉をしたいけれど、そもそも適正価格がわからない」という方は活用してみてください。

冒頭のとおり、昨今の価格転嫁率は49.7%となり、また、3割弱の発注企業が自ら交渉の申し入れをしております。この状況を機会と捉え、是非、価格交渉に取り組んでみてはいかがでしょうか。

<参考>

中小機構 「儲かる経営 キヅク君」 <https://kagakutenka.smrj.go.jp/moukaru/>

中小機構 「価格転嫁検討ツール」 <https://kagakutenka.smrj.go.jp/kakakukentou/>

経済産業省 価格交渉促進月間の実施とフォローアップ調査結果

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/index.html>

中小企業庁 パートナーシップ構築宣言

<https://www.biz-partnership.jp/index.html>

公正取引委員会 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に係る取組

https://www.jftc.go.jp/partnership_package/index/roumuhitenka.html

中小企業庁 ポイント解説下請法

https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu_files/pointkaisetsu.pdf

公正取引委員会 下請法 知っておきたい豆情報 その11

https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/chubu_tidbits/no0011.html

【記事執筆者】五十嵐 晃（中小機構 中小企業アドバイザー）

営業会社にて約15年間BtoBの訪問営業に従事、その後は公的支援機関にて製造業に対する販路開拓支援に携わりました。現在は、自身の経験を生かした販路開拓を中心に、経営革新計画等の事業計画策定支援に取り組んでおります。